

「研究費の不正行為」に係る学内責任体系

名古屋工業大学は、「研究費の不正行為」に係る学内責任体制を以下のとおり公表します。

責任者	職名	責任と役割
最高管理責任者	学長	<ul style="list-style-type: none"> ・研究費等の運営及び管理について、最終責任を負う者 ・不正使用防止対策の基本方針を策定及び周知するとともに、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が研究費等の適切な運営及び管理を行えるよう必要な措置を講じる。
統括管理責任者	副理事 (財務担当)	<ul style="list-style-type: none"> ・最高管理責任者を補佐し、研究費等の運営及び管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者 ・不正使用防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、基本方針に基づき、大学全体の具体的な対策を策定及び実施し、コンプライアンス推進責任者に対策の実施を指示するとともに、当該実施状況を確認し、最高管理責任者へ報告する。
コンプライアンス推進責任者	副学長 (人事、コンプライアンス推進担当)	<ul style="list-style-type: none"> ・研究費等の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者 ・コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の業務を行う。 <ol style="list-style-type: none"> 一 不正使用防止対策の実施に関すること。 二 コンプライアンス教育の実施に関すること。 三 研究費等の適正な管理及び執行に関する管理監督及び改善指導に関すること。 四 啓発活動の実施に関すること。 五 研究費等の管理・執行に係るモニタリングの実施に関すること。